

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
電話番号
申請者氏名
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容・期間

支援機関	支援内容	期 間
☐ 平塚信用金庫	☐ 個別相談（ハンズオン支援）	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
☐ 中栄信用金庫	☐ 個別相談（ハンズオン支援）	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	☐ 創業塾	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
☐ 中南信用金庫	☐ 個別相談（創業窓口相談）	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	☐ 個別相談（ハンズオン支援）	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

- (1) 商号（屋号）
(2) 本店所在地 伊勢原市

3 設立する会社の資本金額 円（会社の場合）

4 事業の業種・内容

- (1) 業 種
(2) 内 容

5 事業の開始時期 令和 年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援等事業による支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容についてご記載ください。

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

証明日 令和 年 月 日

証明番号 伊 商 観 第 号

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

有効期限 令和 年 月 日まで

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。裏面の注意事項もあわせて御確認ください。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項等

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項等について、次のとおりご案内します。

1 会社（株式会社、合同会社のみ）※¹設立時の登録免許税の軽減について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
- また、設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 合名会社、合資会社は対象外です。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2 創業関連保証の特例について

- (1) 事業開始の6か月前より、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4 中小企業基盤整備機構「小規模事業者持続化補助金」の上限引き上げについて

同補助金の上限額が200万円に引き上げられます。

5 神奈川県制度融資の創業支援融資（創業特例）について

同融資に係る貸付利率が0.2%、保証料率が0.4%引き下げられます（別途、審査を受ける必要があります）。

注：法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

注：証明書を発行された方へ、後日、市から創業に関するアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。